

快適な生活環境を維持するために

～下水道の未接続解消に取り組んでいます～



下水道は整備後3年以内の接続が義務

公共下水道が整備され、処理場で汚水を処理することができる区域を「処理区域」といいます。区域内の建築物所有者は、次のことが義務付けられています。

- くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造する。
- し尿浄化槽は廃止し、公共下水道に接続する。
- 生活排水を側溝等に流している場合は、速やかに排水設備を設置し、公共下水道に接続する。

下水道工事は町の指定を受けた排水設備工事店に依頼しましょう

工事は正しく施工するため、必ず町指定の排水設備工事店に依頼してください。町指定の排水設備工事店については、町ホームページをご覧ください。どうか、下水道課へお問い合わせください。

※町では特定の工事店を紹介することはありません。

下水道接続工事のトラブル事例

●無許可業者による無断接続

無断接続が発見されると、過去にさかのぼり使用料が請求され、最大5倍の過料が科せられるおそれがあります。

●工事完了後の高額請求

下水道接続工事の契約は、町指定の排水設備工事店と依頼者で行っていただきます。工事後の請求額に関するトラブルを避けるため、工事内容や費用等を十分に確認しましょう。

問合せ 下水道課 ☎029-288-7377(直通)

下水道接続までの流れ

- ① 工事店決定**
町が指定する排水設備工事店の中から依頼する排水設備工事店を決めましょう。
- ② 工事依頼**
見積書・設計書を確認し、よく検討しましょう。
- ③ 工事開始**
工事に関する手続きは、排水設備工事店が代行します。
- ④ 工事完了**
町の検査に合格したら、排水設備等の「工事検査証」を交付します。
- ⑤ 下水道の使用開始**
公共下水道を使用し始めたら、下水道使用料を納めていただくようになります。下水道使用料は、下水道施設を維持していくための費用に充てられます。

介護保険料の納め忘れはありますか？

介護保険は、現役世代(40～64歳)の支援を受けながら高齢者の方自身にも保険料を負担していただき、介護や支援が必要になった方に介護保険のサービスを提供する支え合いの制度です。

この趣旨をご理解いただき、保険料の納め忘れがないようお願いいたします。



介護保険料を滞納するとどうなるの？

災害等の特別な事情がないのに保険料を滞納している方は、介護保険のサービスを受ける際に、滞納期間に応じて介護サービス費の給付が制限されます。

介護保険料の滞納期間	介護サービス費の制限
1年以上 (支払方法の変更)	介護保険サービスを利用した際に、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。あとから申請することで、給付費(自己負担を除く費用)の払い戻しを受けることができます。
1年6か月以上 (保険給付の一時差し止め)	いったん利用料の全額を自己負担するのに加え、申請後に払い戻される給付費の一部または全額を一時的に差し止めます。滞納が続く場合、差し止められた額から介護保険料を差し引きます。
2年以上 (給付額の減額)	上記に加え、滞納期間に応じて、自己負担割合が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

※2年以上滞納すると、介護保険料をさかのぼって納めることができなくなります。

納付書でお納めの方は、納め忘れがない口座振替が便利で安心です。

問合せ 長寿応援課 ☎029-288-3111(内線608)